

電気通信サービスに関する特約

第1条(適用対象)

SMFLレンタル株式会社(以下「当社」といいます。)とお客様が締結したレンタル契約物件の内、電気通信サービス(以下「本サービス」といいます。)に関わる物件である「Just in Mobile」を本特約の対象とします。

第2条(利用条件)

1. 当社が提供する本サービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「サービス提供者」といいます。)が提供する電気通信サービスを当社が再販により提供するものであり、本特約及びレンタル契約条項に定める事項以外に、本サービスの利用においては、サービス提供者の契約約款(以下「基本約款」という。)が適用されることをお客様は承諾します。
2. 基本約款に変更があった場合は、変更後の基本約款の定めによることとし、お客様はこれを予め承諾しました。
3. 基本約款は、サービス提供者所定のホームページ(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)に掲載されており、お客様はこれを確認の上、本サービスを利用します。

第3条(提供サービス)

1. 当社は、次に掲げる内容を本サービスとして提供します。 なお、本サービスの提供にあたり、物件に当社がサービス提供者から発行を受けた契約者カード(以下「契約者カード」という。)が含まれていることを、お客様は確認します。
 - (1) IP 通信網サービス契約約款
第6種オープンコンピュータ通信網サービス
カテゴリ3 タイプ6 個別認証プラン
 - (2) 利用者認証サービス利用規約
利用者認証サービス

第4条(料金等)

お客様は、原因のいかにかわらず契約者カードが滅失、毀損等により使用できない状態となった場合、その再発行に係る費用(基本約款に定められた金額)を当社に支払うこととします。

第5条(責任の制限)

基本約款共通編第38条第3項及び利用者認証サービス利用規約第23条第3項の規定は適用されません。

第6条(免責)

当社は、本サービスの提供に関しては、当社の責による場合を除き、一切の責任を負いません。

第7条(解約)

長期レンタル契約条項第11条第2項、短期レンタル契約条項第4条第4項、又はレンタル基本契約書別紙レンタル契約条項第12条第2項および第3項にかかわらず、レンタル契約を解約する場合、本サービスの利用終了に係る解約金は発生しないものとします。

第8条(守秘義務)

お客様は、本サービスの利用上知りえたサービス提供者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報を第三者に開示してはならないものとします。

以 上